



宮崎県公報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第42号の2

発行・印刷 **宮崎県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

頁

訓令甲

高速道対策局設置規程の一部を改正する訓令 (行政経営課) 1

市町村合併支援室設置規程の一部を改正する
訓令 ----- (行政経営課) 1

訓令甲

高速道対策局設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第十五号

本 庁
各出先機関

高速道対策局設置規程の一部を改正する訓令

高速道対策局設置規程(平成六年訓令甲第七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第四条第四項の表主任の項中「主任」を「副主任」に改める。

第六条第一項中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

第八条を次のように改める。

(総務事務)

第八条 対策局の総務事務は、総務部総務事務センター及び県土整
備部管理課において処理する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

市町村合併支援室設置規程の一部を改正する訓令をここに公表す
る。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第十六号

本 庁
各出先機関

市町村合併支援室設置規程の一部を改正する訓令

市町村合併支援室設置規程(平成十五年訓令甲第五号)の一部を
次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(総務事務)

第六条 支援室の総務事務は、総務部総務事務センター及び地域生
活部生活・文化課において処理する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。